平成３０年（フ）第２１号
福岡県直方市大字頓野1332番地４　中原ハイツⅡ－205号
債務者　瀬戸麻里子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１３０号
大分県佐伯市大字二栄373番地１
債務者　長濱　一富
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　洋佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２５号
鹿児島県鹿児島市西千石町16―16　アークネスト高見馬場802号、住民票上の住所宮崎県都城市都原町29番地２　団地45－４－14
債務者　田中　耕二
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　和哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市甲突町26番３号　天保山ハイツ1102号
債務者　下高原博美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西薗　亮一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第４５１号
福岡市中央区渡辺通５丁目８番５－408号
債務者　惣島　尚輝
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０５１号
福岡市東区香椎駅前１丁目27番28―405号、前住所福岡市東区名島１丁目５番19―107号
債務者　杉本　美咲
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多江愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７３号
福岡市東区和白東５丁目17番11号
債務者　黄色いチューリップこと　平田　昭子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多江愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４０９号
福岡市中央区唐人町１丁目10番１－705号
債務者　福田　桂祐
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　成史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４３０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須160番地１　アイタス福岡　1008号、前住所福岡県大野城市上大利１丁目１番22―907号　大野城住宅
債務者　犬塚奈緒美
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５４０号
福岡県糸島市前原駅南３丁目17番１号　12
債務者　三島　宏明
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　文明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４３６号
福岡県宗像市公園通り２丁目12番７号
債務者　渡　トシ子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友岡　泰明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１０９号
仙台市青葉区北根黒松８番12号　昭和マンション黒松205
債務者　芝原美奈子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　明子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１９３号
福岡県糸島市二丈鹿家1829番地２
債務者　森　智香子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　正博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第７号
山形県東村山郡山辺町山辺大字山辺2794―４、住民票上の住所山形県村山市楯岡鶴ヶ町２丁目１番16号
債務者　松井　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
山形市上町５丁目６番36号
債務者　佐藤　大顕
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３７号
山形県天童市泉町２丁目９番10号　メゾン・ラ・ネージュ　101号、前住所山形県東根市大字蟹沢1703番地　並松団地Ｂ棟４階14号室
債務者　天野　辰也
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４５号
山形市江俣４丁目11番34号　さくらハイツ江俣　103号
債務者　村上　栄子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山形地方裁判所民事部